

議員提出議案第6号

葛飾区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月27日

提出者

6番	筒井孝尚	7番	秋家聡明
16番	安西俊一	21番	清水忠
22番	佐藤ゆうだい	23番	米山真吾
30番	三小田准一	31番	中村しんご
32番	斉藤初夫	33番	牛山正
34番	荒井彰一	35番	丸山銀一
36番	倉沢よう次		

葛飾区議会議長 梅沢五十六 殿

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、常任委員の所属及び委員の任期を定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区議会委員会条例の一部を改正する条例

葛飾区議会委員会条例（昭和34年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

第2条の2の見出し中「設置」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(常任委員の任期)

第2条の2 常任委員は、議員の任期中在任する。

第3条の見出し中「設置」の次に「等」を加え、同条第2項中「特別委員」を「特別委

員会の委員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 4 条第 1 項中「会議にはかって指名する」を「指名し、会議に諮って選任する」に改め、同条第 2 項中「はかって」を「諮って」に改め、同条第 4 項中「指名」を「選任」に改める。

第 20 条第 2 項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

付 則

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。